

## 滞納処分対策の実例

### クレサラ・生活再建問題被害者交流集会第8分科会

税理士 角谷啓一（神奈川）

滞納処分対策全国会議代表

### 事情を聴かずに処分一点張り

**不在時でも捜索・差押え 差押禁止財産差押もお構いなし  
審査請求でたたかい、差押解除を勝ち取る**

#### 1. 概況・現況 / 長男の給料が頼りの父・子の3人暮らし

九州宮崎県のある町の滞納事例である。相談者（滞納者：46歳）は元建設職人。10年余り前、二人の子供を残して妻が自宅を飛び出して以来、長男（22歳：ホテル勤務）及び二男（16歳、高1）の3人で暮らしているが、相談者が5～6年前に胃の手術、その後のC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎の発病等で体調不良が続く中、力仕事の建設職人はやっていけなくなった。そこで、5年ほど前に建設職人をやめ、その後は在宅でも可能な「写真の作成・編集業務」に切り替え、体調の様子を見ながら細々と事業を続けている。本人所有の財産としては、業務用及び買い物等のための必需品である自動車（10年以上の中古）及び現在仕事で使っているカメラ一式だけ。ほかには、特に換価価値の高いものは所有していない。借入金もない。

#### 2. 滞納の発生原因・納付困難な理由 / 事実上、生活保護相当

写真の作成・編集業務の稼ぎは平均月収30,000円程度。これでは、食べていけないので、長男の給与実収入125,000円（社保、国税・地方税、生保の控除後の月額手取り金額）をあわせて約15万円余が生活資金のすべてである。

一家の生計は長男の給与収入によって辛うじて維持しているものの、それは、収入に暮らしぶりを合わせていると言った状況で、生活は困窮を極めている。相談者自身、世帯分離を行なうことによって、生活保護の適用が可能と思われる状況にあるが、自動車の所有を否認されることをおそれて生活保護申請に踏み切れないでいる。たまたま、3人の「食い扶持」は辛うじて確保できているのは、いまのところ家賃の支払いがないという特殊な事情によるところが多い（注1）。

※注1：現在の居住物件は元空き家で、知人の所有物であるが、過去において何か

と面倒を見たという因果から、いまのところ家賃なしで、空き家の管理を任せられつつ、同物件に居住している。

そうした中、建設職人廃業による減収の結果、平成30年1期分以降の国民健康保険税（以下、「国保税」という）約90,000円の滞納が累積、それに加え、昨年9月26日死亡した父親（別生計）が残した国保税滞納の内、130,000円が相続による納税義務の承継が滞納者に対して行なわれた結果、あわせて約220,000円滞納（他に、子供に対する承継分13万円×2人分あり）が本人にのしかかってきた（注2）。

**※注2：**父親死亡に伴う滞納分の納税義務承継（国税通則法5条）は、相続放棄の申述が家裁で認められれば承継されない。本事例は、父親には全く財産がなく相続放棄に何ら支障がないことから、行政は適切な指導を行えば納税義務の承継は回避できたのではないかと思われる。相続放棄をすべく所定の期限（3箇月以内）は徒過しているが、現時点では、まだ手続は行っていない。

### 3. 超強権的な滞納処分 / 不在中に鍵をこじ開け、侵入・差押え・搬出

町役場当局は、相談者に有利な方向での行政指導には消極的で、相談者の事情を聴取する姿勢を見せないまま、「処分のみ」が先行する厳しい取立てが行なわれていた。

令和4年6月のある日、宮崎県のある町の男性から滞納相談センターのその週の当番相談員（税理士）宛て電話が入った。

概要は、相談者宅はたまたま不在であったところ、帰宅したら郵便受けに差押調書（謄本）なる文書とあわせ、「9時24分から10時40分まで搜索し、差押を行なった。搜索の立会人は『役場職員の高山某』。差押えた物件は業務用で使うカメラ一式他16点」などと記載されたメモが投函されていた。この書類を見た相談者は、何を意味するのか分からず、役所に問い合わせたところ、「搜索と差押えを目的に臨場したが、不在だったので当役場の職員を立会人として搜索を実施し、発見された動産類計17点を差押え、搬出した」と事務的な返事があった。

### 4. ここまで来た乱暴な滞納処分 / 不在時の搜索・差押えは「常識外」

この町当局の滞納処分の特質を見ておく。

相談者の言によると、過去にもこんなことが2度ほどあったが、それは在宅中のこと。その内の一度は、預金通帳を発見され、残高111円の差押えを受け、即刻取り立てられた。もう一度は、中古バイクを差し押さえられ、2,000円で公売されたという。この2例とも、滞納者という住民に対し、憎しみを込めて根絶やしにしてしまえと言わんばかりのやり方だ。通例では、無価値に等しい財産の差し押さえは行わない。

しかしそれにしても、裁判所の令状もなしに、不在時に一方的にカギをこじ開け（通常、鍵師を同行）、留守宅に侵入し、財産を持ち去る（引揚げる）なんて、これまで例がなかった。現行徴収法に照らせば「違法」とは言い切れない。しかし、不在時の搜索なんて、いつ

でもできるものではなく、「これ以外に方法がない」といった場合に限られる。これは常識である。

差し押さえられた物件の多くは、子供・青少年が好むオモチャのようなもので（評価額100円前後の物）あったが、中には、写真の作成・編集業務に不可欠な「カメラ一式」も含まれていたため、相談者は、「このカメラだけは、取られたら業務ができなくなります。差し押さえを解除してほしい」との訴えがあった。これが、当初の本事例の具体的な相談の中味であった。この町では、以上のような特質を持つ異常な滞納処分が、日常茶飯に行なわれているようだ。

## 5. 本事例のポイントを4点に整理

「カメラ一式」を含む前掲の差押物件は、2か月後には公売にかけられた。余りにもスピーディーで強権的な滞納処分に、あつけにとられながらも相談員は、本事例の解決の方向性を次のように整理した。

**第一**には、業務上、必要不可欠な財産に対する差し押さえであり、これは差押禁止財産にあたる「違法差押」の可能性が大である（**注3**）。

### ※注3：国税徴収法75条1項5号（差押禁止財産）

1項：次に掲げる財産は、差し押さえることができない。

五号 技術者、職人労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者のその業務に欠くことのできない器具その他の物。

**第二**には、納税者に対するまともな行政姿勢（地方自治法の理念：**注4**）が欠落している。滞納者を罪人が如き扱いで、納税者を支援し、育てるという観点がない。

### ※注4：地方自治法1条の2（1項）

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

**第三**には、本事例は既述のとおり実質的には滞納処分の停止（国税徴収法153条1項1号該当）の可能性もあるが、滞納者が生活保護適用をあえて求めず、一定額の自主納付を願っていることから、最低限度の分納を認めさせる必要がある。

**第四**には、相談者本人、二男とも、ホテル勤務の長男の社会保険（協会けんぽ等）に加入させることによって、今後の国保税の負担をなくす。

## 6. 差押禁止財産の差押え / 差押解除求め審査請求

そこで、早速、役場担当官に電話して、「ちょっと乱暴すぎる滞納処分ではないか。当事者から納付困難な事情を聞いたのか」。

担当官は若い女性で、「何度も相談に来庁するように求めたが、連絡もいただけなかったので、今回の事態に至った」との釈明があった。そこで、相談員は「少なくともカメラ一式

については、業務上必要不可欠な財産であり、国税徴収法 75 条 1 項 5 号に規定する差押禁止財産に該当する違法な差し押さえと思われる。解除するよう上司に伝えてほしい」と願っていったん電話を切った。

以上の役所とのやり取りの内容を、相談者本人に事実確認したところ、「役場へ相談に行っても、相談に乗ってくれません。初めから、いつまでに完納しろ。いくら以上の分納額以外は認めない。それでだめなら搜索だ、差押だという具合なのです」。なるほど、多くの地方自治体の対応もほぼこれと同じ行政姿勢なので、相談者の報告に信ぴょう性が感じられる。

まず、第一のテーマである差押禁止財産に対する違法差押え問題。これについて、町当局から、「違法な差押えは行っていません」との回答があったので、相談者と協議した上で令和 4 年 7 月 20 日、審査請求書（資料 1）を提出した。この審査請求に伴って、直後に予定されていた動産類 17 点の公売の内、審査請求に係る「カメラ一式」については、地方税法 19 条の 7 によって、審査請求の裁決が出るまでの間は公売が中止となった。

審査請求書では、①処分庁が差し押さえたカメラ一式は、業務に必要不可欠な物であり、②当該カメラを活用した業務によって、生計を維持していること、③よって、当該差押処分は、差押禁止財産を差し押さえた違法な処分につき解除が相当である旨、一定の証拠（事業を行なっていること示す確定申告書、開業届出書等）を添えて主張した。

また、違法な差押えの背景となっている「法と良識に基づく徴収手続を斟酌しない強圧的な徴収実務が、現在社会において公然と行われていること」を批判した上で、「滞納者不在時の搜索などを…本来の徴収行政と思い込んでいる節があるが、強権力を背景に、圧力を加え、恐怖心を煽ることによって徴収実績を上げるといった手法は、反社会的団体等が行うものであって、国税徴収法の理念とは無縁である」述べた。

具体例として、①不在時の搜索・差押え、②差押禁止財産であろうと、構わず差し押さえ持ち去ってしまう、③国保の短期保険証の更新の相談に行っても、納付を強要するばかりで、事実上保険証を交付しない、④納付困難の事情を説明しようとしても、「即納・短期完納」を強要するだけで事実上相談に応じない、…等々を指摘した（注 3）。

※ 注 3： いちローカルの町役場がこれほど強権的なものには何か背景があるのではと思っていたら、案の定、県が後ろで糸を引いていることが分かった。町当局が「悪質滞納者」と選定したら、県が主導的に搜索・差押えに特化した処分を指示するというやり方だ。だから、100 円、200 円の古雑誌・預金の残を含め何でも差押えする（せざるを得ない）ことになってしまう。

## 7. 審査請求の結論 / 違法差押え認め解除通知

審査請求に対して処分庁側は、令和 4 年 8 月 16 日、弁明書（資料 2）を提出し、たたかう姿勢を見せた。しかしその内容は、争点にしていけない問題、例えば、①督促は適正に発付されており、国税徴収法 47 条の要件もクリアしている、②納税義務承継手続は適正に行わ

れている等を記述し、肝心の国税徴収法 75 条 1 項 5 号にかかわる基本的な争点については触れていない。

これに対する請求人側の反論書は、争点と離れた本来は答える必要のない事項を含め、一応反論しつつ、争点の部分については反論書第 2 の 2 の(3)「差押禁止財産の基本的要件と当てはめ」について、本件処分は差押禁止財産に対する違法な差し押さえであり、差押解除（又は取消し）相当であることを改めて主張した。

このようなやりが行なわれた後、9 月下旬、突然、担当職員が滞納者自宅を訪れ、「差押解除通知書及び審査請求対象の差押物件（カメラ一式）を交付・返却したいので、受取書に署名願いたい」との申し出があった。相談者（審査請求人）は受領してよいかわからず、「代理人の先生と相談します」と、その場では受領しなかったが、数日後、差押解除通知書及びカメラ一式を受領するに至った。

したがって、審査請求事項（差押えの解除→カメラ一式の返還）がすべて満足したので、令和 4 年 9 月 29 日付で審査請求書の取り下げを行なった。しかし、勝利の裁決ではなく、処分庁側の一方的な「負け逃げ？」である。いずれにせよ、第一の課題である審査請求は勝利した。しかし、遠距離のこともあって、この勝利を背景にした処分庁側との懇談の場を設け、6.の下部に記載した様々な仮題について協議することが残された。

## **8. その他の課題 / この事案は、まだ相談過程にあります**

第二の課題。今回の審査請求を通じて行政姿勢を改善させるという意味で、一定の効果があったものと考えている。ただ、遠距離という物理的なカベによって、町当局側と十分話し合うことができていない。その意味で、また相談過程といえる。

第三の課題。一定額の自主納付をしていく点については、財産収支状況書を作成したところ、見込み納付可能資金はマイナスであったが、相談者は諸経費を節約したうえで最低限の分納額として、2,000 円を令和 4 年 9 月以降分納していく意思を示したので、財産収支状況書及び納付誓約書を提出。9 月分は納付したが 10 月分以降については、納付書の交付等をめぐって行政側と折衝中ある。

第四の課題。相談者及び二男とも長男の勤務先の社会保険（協会けんぽ等）への加入が正式に決まった。これによって、国保税のあらたな発生はなくなった。